障害者手帳申請書

和歌山県知事 様

令和 年 月 日

私は、次の事項(○印)について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳の [新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付]

(甲請垻	目をして囲]ん じくだ	<u> </u>											
申 請 者 (精神障害 者 本 人)	フリガナ 氏 名								生年 月日			年	月	日
										電	話	()	
	個人番号													
家族の連絡 先(申請者 が 18 歳 未 満の場合記 入							本	人との		く	父 母	兄弟姉妹	祖	父母
	氏 名						続村	丙(○F	1)	7	その他()		
	住 所								•	電	話	()	
添付書類 (〇印)	医師の	診断書	(手帳)	用)										
	年金証書等の写し(級)・同意書													
	特別障害給付金受給資格者証等の写し(級)・同意書													
	写真(縦4cm×横3cm)													
既存の手帳	※有効期	限	令和 年 月 末日			※手帳番号								
申請書 を提出	氏					本人との			住					
した者	名					関係			所	電話	活	()		
<u> </u>	<u> </u>						市町村受付印			精神保健福祉センター使用欄				

- (注) 1 手帳の新規交付、更新又は障害等級変更の申請を行うためには、添付書類として、「医師の診断書」又は 「障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込(支払)通知書の写し」若しくは「特別障害給付金 受給資格者証(特別障害者給付金支給決定通知書)及び直近の国庫金振り込み通知書(国庫金送金通知 書)の写し」が必要です。
 - 2 年金証書等の写し又は特別障害給付金受給資格者証等の写しによる申請の場合は、障害等級の判定の ために社会保険事務所又は各共済組合等に対し、年金の障害等級を照会することがあります。
 - 3 写真(縦4cm×横3cm)は、脱帽して上半身を写したもの(申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療 上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。)で、1年以内に撮影
 - 4 ※の欄は記入しないでください。